京都府特定(産業別)最低賃金
４業種が引上げに

― 京都地方最低賃金審議会が引上げの答申 ―

令和３年 11 月 26 日、京都地方最低賃金審議会（会長 佐藤卓利 立命館大学経済学部特任教授）は、京都府特定(産業別)最低賃金４業種を引上げることが適当であると京都労働局長（金利義行）に答申しました。改正最低賃金は、今後、所定の手続きを経て令和４年１月 26 日に発効する予定です。

〈京都府特定(産業別)最低賃金引上額一覧表〉

最低賃金	現行額	改定額	引上額	引上率
電気機械器具製造業	936 円	**957円**	21 円	2.24%
輸送用機械器具製造業	947 円	**968円**	21 円	2.22%
各種商品小売業	910 円	**938円**	28 円	3.08%
自動車(新車)小売業	911 円	**939円**	28 円	3.07%

— 答申の様子 —

佐藤会長　　金刺局長

京賃審発第 33 号
令和 3 年 11 月 26 日

京都労働局長
金刺　義行　　殿

京都地方最低賃金審議会
会長　佐藤 卓利

令和３年度 京都府特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和３年８月 26 日付け京労発基 0826 第９号をもって貴職から諮問のあった下記最低賃金にかかる標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙１から別紙４のとおりの結論に達したので答申する。

記

1　京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

2　京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金

3　京都府各種商品小売業最低賃金

4　京都府自動車（新車）小売業最低賃金

別紙１

京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

１　適用する地域

京都府の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

（１）電子部品・デバイス・電子回路製造業

（２）電気機械器具製造業

（３）情報通信機械器具製造業

（４）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）から（３）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18歳未満又は65歳以上の者

（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け又は賄いの業務

ロ　部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務

ハ　手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務

ニ　塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務

ホ　書類等の事業場内集配又は複写の業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　957円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

法定どおり

別紙２

京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金

1　適用する地域

京都府の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

（1）輸送用機械器具製造業（自転車・同部品製造業を除く。）

（2）建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業

（3）（2）に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所

（4）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）又は（2）に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け又は賄いの業務

ロ　部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務

ハ　手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務

ニ　塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務

ホ　手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務

ヘ　書類等の事業場内集配又は複写の業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額

1時間　968円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

法定どおり

別紙３

京都府各種商品小売業最低賃金

１　適用する地域

京都府の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

（１）各種商品小売業

（２）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）に掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18歳未満又は65歳以上の者

（２）雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　938円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

法定どおり

別紙４

京都府自動車（新車）小売業最低賃金

１　適用する地域

京都府の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

（１）自動車（新車）小売業のうち、自動車メーカー（販売子会社及び日本法人を含む）と新車販売契約を結んでいるディーラー

（２）（１）に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

（３）　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）に掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18歳未満又は65歳以上の者

（２）雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの。ただし、自動車整備の業務に主として従事する者については、雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け又は賄いの業務

ロ　洗車、ワックスかけ又は駐車場内整理の業務

ハ　受付補助又は書類等の事業場内集配、複写若しくは転記の業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　939円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

法定どおり